

科目評価、進級、卒業要件等

学則 第3章 教育課程、授業時間数及び教職員組織

(単位取得の認定、学習の評価)

第12条 試験の成績は授業科目ごとに 100 点満点とし、60 点以上を合格点とする。ただし各科目の評価については別に定める。

- 2 成績評価による学業結果を総合的に判断する指標として、総合平均点（いわゆる Grade Point Average に相当するもの。以下「GPA」という）を用いる。GPA 制度による評価については別に定める。
- 3 出席時間数(学外での現場実習を除く)が規定の授業時間数の10分の7に満たない者については単位の認定をしない。ただし、留学生については、5分の4に満たない者については、単位の認定をしない。
- 4 学外での現場実習の出席時間数が規定の授業時間数の5分の4に満たない者については、当該科目の単位の認定をしない。
- 5 試験の欠席者及び不合格者には再試験を行う。試験の方法は別に定める。

学則 第4章 入学、休学、退学及び卒業

(卒業)

第 27 条 本学に修業年限以上在学し、所定の授業科目を履修し、卒業するために必要な単位数を修得した者に対し、学校長は卒業判定会議を経て卒業を認定する。

- 2 本学のこども保育科において、卒業の要件を充足したものは、保育士資格を取得することができる。
- 3 保育士資格を取得しようとする者は、児童福祉法施行令(昭和 23 年政令第 74 号)、児童福祉法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 11 号)及び、別表 1-3 もしくは 1-4 に定める科目をそれぞれ履修し、その単位数を修得しなければならない。

学則施行細則 第 2 章 評価基準

(科目評価及び GPA 算出方法)

第 5 条 各科目は、A から F の 6 段階で評価を行う。

2 6段階評価の評点とGAP(グレード・ポイント)は下記の通りとする。

評価	内容	評点	GP
A	合格	100～90 点	4.0
B		89～80 点	3.0
C		79～70 点	2.0
D		69～60 点	1.0
E	不合格	出席不良	0
F		59 点以下	0

3 6段階評価の対象外の科目(合否のみの評価)に関しては、GPA 算出の対象外とし、評価は下記の通りとする。

評価	内容	評点	GPA
S	合格	認定	—
U	不合格	認定せず	—
TC	他校で履修した単位の認定		—

4 社会福祉士一般養成科及はクォーターごとに実施する定期試験で評価する。

5 定期試験を行う科目に関しては、定期試験 60%、授業の小テスト等 40%の配分で総合し評価を行う。

(卒業・進級基準)

第 15 条 各教育課程に定める、1年間に履修する授業単位数の下限を満たし、学校長が適当と認めた者は進級することができる。

2 卒業時までには修業年限以上在学し、最終学年を修了した上で、教科課程に示す所定の単位を修了し、学校長が適当と認めた者は卒業することができる。

3 各教科課程に定める所定の単位を修得しなければ進級できない。

4 本校への学費等の納入金が所定期日までに滞納の者は卒業・進級をすることができない。